

第 1 1 7 号 議 案

公 の 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 7 年 1 1 月 2 6 日

提 出 者 新 宿 区 長 吉 住 健 一

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定を行う。

記

1 公の施設

- (1) 名称 新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館
- (2) 位置 東京都新宿区中落合二丁目 4 番 21 号

2 指定する団体

- (1) 名称 公益財団法人新宿未来創造財団
- (2) 主たる事務所の所在地 東京都新宿区大久保三丁目 1 番 2 号
新宿区立新宿コズミックスポーツセンター内

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館の指定管理者の指定を行う必要があるため